

移行期間終了後の英国ビジネス関連制度
英 EU 通商・協力協定などの
原産地規則

2021 年 2 月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ロンドン事務所

海外調査部

【免責条項】

本レポートは1月29日現在の情報を基に作成しており、内容は、移行期間終了後、英国がEUの枠組みから外れることから生じるEUのFTAの変更点（英国原産分の取り扱い、原産地証明の扱い、拘束的原産地情報（BOI）の扱いなど）及び、英国におけるEU既存FTAの継承（日英を含む）における原産地規則の扱い（累積について）の情報をまとめています。また、掲載した情報・コメントはジェトロの判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。本報告書で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本報告書で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

禁無断転載

〈目次〉

1. EU 離脱前の制度概要	1
2. 2021 年 1 月 1 日以降の EU と第三国の貿易での変更点	1
(1) 英国原産分の取り扱いに対する変更	2
(2) 原産地証明の取り扱い	2
① 移行期間終了前に発行・作成された原産地証明	2
② 移行期間終了後に発行・作成される原産地証明	3
③ 原産地証明の基礎となる供給業者の宣誓書	3
(3) 認定輸出者の有効性	3
(4) 拘束的原産地情報 (BOI) の取り扱い	4
3. 英 EU 通商・協力協定での原産地規則	4
(1) 英 EU 通商・協力協定での原産地規則の主要点	4
① 原産性の累積	4
② 許容限度	5
③ 変更の禁止	5
④ 特恵関税待遇の要求と原産地証明	5
(2) 主な品目の原産地規則	6
① 自動車の原産地規則と電気自動車の緩和措置	6
② 電気機器などの原産地規則と電気自動車用電池の緩和措置	7
③ その他の主な工業製品の原産地規則	7
(3) 原産地手続きの概要	8
① 原産地に関する申告	8
② 輸入者の知識	10
③ 特恵関税待遇の要求に対する確認と否認	10
4. 英国が合意・署名した FTA の原産地規則	10
(1) 日英包括的経済連携協定 (EPA) の原産地規則	10
(2) 継続協定での原産地規則	11
5. その他参考情報	13

1. EU 離脱前の制度概要

EU 離脱前は、英国は EU の単一市場および関税同盟の一部であり、英国と EU 加盟国との間には関税も割当も適用されず、取引する物品の原産地に対する規則も適用されなかった。これは 2020 年 12 月 31 日までの移行期間中でも同じ取り扱いだった。このため、EU と自由貿易協定 (FTA) を締結し相互に特惠待遇を取り決めている日本のような EU 域外国では、英国原産の材料および生産行為 (作業や加工) は EU 原産と認められていた。EU の輸入業者が英国を除く EU 域外から輸入する製品についても、これに含まれる英国の材料や作業・加工は EU 原産となり、EU が締結している FTA の原産地規則の累積¹に含めて特惠待遇を受けることができた。また、原産性の事前教示制度である「拘束的原産地情報 (BOI)」²では、英国での決定が EU 域内で有効となっていた。移行期間終了後は、これらに大きな影響が出る。

英国と EU は移行期間が終了する直前の 2020 年 12 月 24 日に、移行期間終了後の関係を定めた通商・協力協定³で合意した。EU 理事会での暫定適用合意と英国側での批准を経て、2021 年 1 月 1 日から暫定適用が開始された。欧州議会の承認などを経て正式発効となる。この協定では全品目について関税や割当を排除することを定め、相互にこうした特惠待遇を供与する条件として、輸入する物品が関税減免の対象となるための基準を規定す原産地規則を定めている。

なお英国は EU の関税同盟から離脱したため、英国・EU 間の貿易に関しては、これまでと異なり、英国および EU の全輸出業者は、相手側と取引する際に物品の原産地を申告する必要がある。これは、貿易救済措置⁴の適用など国内／域内の生産者の保護やその他の監視目的で使われる。

2. 2021 年 1 月 1 日以降の EU と第三国の貿易での変更点⁵

英国の EU 離脱後の移行期間が終了したことで、EU との自由貿易協定 (FTA) により特惠待遇を受けていた日本のような第三国と EU の貿易でも、英国が締約国でなくなったため、

¹ 二国間の自由貿易協定において、一方の締約国から他方の締約国への輸入製品について関税上の特惠待遇を受ける際の際の原産地規則を定めた特惠原産地規則において、一方の締約国の材料や生産行為を他方の締約国の材料や生産行為として取り扱うこと。最も単純な二国間累積 (bilateral cumulation) であれば、相互に相手国の原産品を自国の原産品とみなす。

² EU に輸入される製品の関税品目分類および原産性について、事業者からの書面による要請に対して当局が書面で回答する事前教示制度が欧州連合関税法典 (UCC) に定められている。そのうち、原産性の事前教示制度は「拘束的原産情報 (BOI : Binding Origin Information)」と呼ばれる。

³ The Trade and Cooperation Agreement (TCA) between the European Union and the European Atomic Energy Community, of the one part, and the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland, of the other part (31 December 2020)
[https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:22020A1231\(01\)&from=EN](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:22020A1231(01)&from=EN)

⁴ ダumping や不公正な貿易取引、輸入急増など輸入が自国または域内の生産者に不公平な打撃を与えると考えた場合に、一時的に関税を課すなどの措置。

⁵ Guidance Note - Withdrawal of the United Kingdom and EU rules in the field of customs, including preferential origin (REV4 : 23 December 2020)
https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/brexit_files/info_site/guidance-customs-procedures_en_0_0.pdf

英国原産の材料や生産行為（作業・加工）の取り扱いについて影響が生じる。

(1) 英国原産分の取り扱いに対する変更

これまで EU 原産に含まれていた英国の材料や生産行為（作業・加工）は、EU の特惠待遇の取り決めでは「非原産」となる。例えば、日 EU 経済連携協定（EPA）により特惠待遇を受けようとする場合に、同協定では二国間累積（締約国同士のみ）しか認めていないため、原産性に英国原産分を算入できない⁶。このため日本から EU に輸出する業者は、日 EU・EPA の特惠関税を利用するために、サプライチェーンの見直しが必要になる場合がある。これは EU から日本に輸出する業者にも当てはまり、英国の材料と生産行為が「非原産」になる。

このため、自由貿易協定（FTA）か一般特惠関税制度（GSP）に基づいて EU で特惠待遇を要求する輸入者は、第三国の輸出者が製品について、移行期間終了後でも特惠原産地の要件を満たしていることを証明できるか確かめる必要がある。また、EU 加盟国の供給業者で、製品の原産地を判断するための情報を輸出者や取引業者に提供している場合は、移行期間終了後に供給する製品の原産地の変更および原産地に関するサプライヤー宣誓書⁷の変更があれば、これを輸出者や取引業者に通知することが推奨される。なお、製品が英国の領土内を通過または経由する場合に、原産資格を保持するには、EU との貿易協定に含まれる「直行輸送／非加工⁸」に関する規定に準拠する必要がある⁹。

(2) 原産地証明の取り扱い

① 移行期間終了前に発行・作成された原産地証明

i. EU または英国で発行・作成された原産地証明

英国原産分を含む製品に関して、移行期間終了前に EU または英国で発行・作成された原産地証明は、貨物の輸出が移行期間終了前に行われたことを保証できる場合は、有効な原産地証明とみなされる。これは、貿易協定に定められた有効期間に限定される。ただし EU 域外国は、移行期間終了後に輸入された製品に対しては、原産地証明に疑義を呈し検認を要求する場合がある。その場合に EU 加盟国の税関当局は、製品の原産地または原産地証明の信憑性を確認するため、検認の要求に対応する。

⁶ 後述するように、日英包括的経済連携協定（EPA）および EU と第三国の間で発効している自由貿易協定（FTA）を移行期間終了後も継承する英国の「継続協定」では、英国と第三国の間の貿易で EU 原産分を累積に含めることを認めている。

⁷ サプライヤー宣誓書の詳細は、後述の「3-(3)-①原産地に関する申告」を参照。

⁸ 直行輸送でない場合、原産性を保持するためには、経由地で実質的な加工を施していないことなどの条件が課される。

⁹ Communication from the Commission to the European Parliament, the Council, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions - Getting ready for changes communication on readiness at the end of the transition period between the European Union and the United Kingdom (9 July 2020)

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52020DC0324&from=EN>

ii. EUの特恵待遇を受けるEU域外国で発行・作成された原産地証明

移行期間終了前に、英国原産分を含む製品に関してEU域外国で発行・作成された原産地証明は、貨物の輸出が移行期間終了前に行われたことを保証できる場合は、原産地証明の有効期間中はEUで有効とみなされる。ただし、移行期間終了後には英国原産分を組み込んでEU原産品とした原産地証明は、無効となる。

② 移行期間終了後に発行・作成される原産地証明

移行期間終了前に実施された輸出に対して、移行期間終了後でも以下の原産地証明書類の発行・作成が可能である。

- 移行期間終了前にEU加盟国の税関当局が発行した原産地証明である移動証明書に関連して、EUの輸出者の要求により、移行期間終了後に移動証明書の複製の発行。
- 移行期間終了前に輸出された製品に関して、EUの輸出者の移行期間終了後の要求に対する移動証明書の遡及的な発行。
- 移行期間終了前に輸出された製品に関して、EUの輸出者による移行期間終了後の遡及的な原産地に関する申告。

③ 原産地証明の基礎となる供給業者の宣誓書

供給業者の宣誓書（サプライヤー宣誓書¹⁰）は、原産地証明を発行または作成する際の裏付け文書となる。原産地証明を発行・作成する輸出者および所轄の税関またはその他当局は、原産地証明が発行・作成され、輸出が行われた時点においてサプライヤー宣誓書が正しいかを確認する必要がある。移行期間終了前に英国の供給業者が作成した宣誓書は、EU加盟国内の原産地証明の発行・作成の目的で用いることはできなくなる。

(3) 認定輸出者の有効性

インボイス（送り状）申告書¹¹または原産地に関する申告の作成のため、税関当局が定めた条件を満たしているとして事前に認定した輸出者（Approved exporters）には、以下が適用される。

- 英国の税関当局が輸出者に付与した認定輸出者の認可は、EUでは無効になる。
- EU加盟国の税関当局が英国で設立された輸出者に付与した認可はEUでは無効になる。
- EU加盟国の税関当局が、EU域内で設立され英国のEORI番号を使用する輸出者に付与した認可は、EU内では無効になる。
- EU域内で設立されたEUの認定輸出者は、英国原産分がEU非原産であることを配慮し、認定を受けた条件の履行に関する変更を関係国の税関に通知する。

¹⁰ サプライヤー宣誓書の詳細は、後述の「3-(3)-①原産地に関する申告」を参照。

¹¹ 認定輸出者または輸出が一定金額以下の輸出者が、原産地に関する申告の代わりに利用できる。

なお、登録輸出者（REX: Registered exporters）の登録についても、上記の認定輸出者と同様な扱いとなる。

(4) 拘束的原産地情報（BOI）の取り扱い

- 拘束的原産地情報（BOI）について、英国の税関当局による移行期間終了前の決定は、EU 内で無効となるため、新たな決定を申請する必要がある。
- BOI の決定を取得する場合、組み込んだ製品に組み込まれた英国原産材料や生産行為を EU 加盟国の税関当局は「EU 原産」とはみなさない。
- EU 加盟国の税関当局が、英国の EORI 番号の保有者に移行期間終了前に発行した BOI の決定は無効になる。これは、英国の EORI 番号が EU の関税領域では無効であり、BOI の決定は修正できないため。これらの BOI の決定を持つ者は、EU 加盟国の税関当局に登録して有効な EORI 番号を取得した後、EU で新しい BOI の決定を申請する必要がある。
- 移行期間終了前に発行された BOI の決定で、英国原産分が原産地取得の決定要因となっている場合は、その BOI は EU では無効になる。

3. 英 EU 通商・協力協定での原産地規則

(1) 英 EU 通商・協力協定での原産地規則の主要点¹²

英 EU 通商・協力協定の原産地規則は、EU が 2020 年 3 月に公表した協定案を踏襲するものとなった。内容も一部を除いてほぼ EU 案に沿ったものであり、日 EU 経済連携協定（EPA）および日 EU・EPA を基にした日英包括的経済連携協定（EPA）とも類似している。注目されていた累積制度について EU 及び英国という締約国のみの付加価値や生産工程を累積可能とする EU 案通りとなり、英国が求めていたような、英国と EU のそれぞれが結ぶ自由貿易協定（FTA）で共通する第三国の相手国なども含めた「拡張累積」は認めていない。なお品目別では、電気自動車やハイブリッド車とその蓄電池などについて、一定期間、要件について緩和措置を導入したほか、ツナ缶と一部のアルミニウム製品では年間に一定の輸入量までは基準を柔軟にしている。

① 原産性の累積

原産性は、「完全に得られる製品」（農水産品や鉱産物など英国内または EU 内だけで完全に得られる製品）に加え、英国または EU の原産材料から生産される製品、非原産材料を使用して生産された製品であっても、品目別原産地規則（PSR）を満たし、英国または EU の原産性が認められる製品を累積に算入できる。原材料だけでなく生産行為も対象にしている

¹² Trade and Cooperation Agreement (TCA) between the European Union and the European Atomic Energy Community, of the one part, and the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland, of the other part (31 December 2020)
[https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:22020A1231\(01\)&from=EN](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:22020A1231(01)&from=EN)

が、前述のように英国と EU の双方だけの原産を累積に算入できる。生産行為については、「十分な変更とはみなされない作業・加工」の工程を列挙し、これに該当する作業・加工のみが非原産材料に対して行われる場合は原産品とは認めていない。

非原産材料を使用して生産された産品であっても、生産行為の結果として、当該材料に実質的変更があった場合、その産品を原産品として認められる。その条件については、附属書 (ANNEX) ORIG-2 の品目別原産地規則 (PSR) で定められており、これを満たさない場合は原産品とは認めない。

② 許容限度

産品の生産に使用される非原産材料が、附属書の品目別原産地規則に定められた要件を満たさない場合でも、以下のように一定の割合以下であれば、救済措置として英国または EU の原産品とみなす規定が設けられている。

- 商品の名称・分類に関する統一システムの関税分類で第 2 類と第 4～24 類（農水産品・食品、ただし第 16 類の加工水産物を除く）：重量で非原産材料が産品の 15%以下。
- 第 50～63 類（紡織用繊維とその製品）を除くその他全ての製品（製造品）：非原産材料の価額が産品の工場渡し価格の 10%以下。
- 第 50～63 類の製品については、附属書 ORIG-1 に別途定めている。

上記規定は、産品の生産に使用される非原産材料の重量または価額が品目別原産地規則に定めた閾値を超える場合には適用されない。また完全に得られる産品にも適用されない。

③ 変更の禁止

日 EU・EPA および日英 EPA の規定と同様に、原産性の保持には、輸出後かつ輸入側での国内使用の申告前において、保存に必要な工程やマーク、ラベル、封印の貼り付けなどの工程以外の加工を加える変更や改変は禁じられる。第三国を経由する場合でも産品が第三国の税関の監視下に置かれていれば、蔵置・展示する場合や輸出者の責任により貨物を分割する場合でも原産性が保持される。

④ 特恵関税待遇の要求と原産地証明

特恵関税待遇の要求は、輸入者が以下の 2 つのいずれかの原産地証明 (proof of origin) に基づいて、輸入国の税関に対して産品が原産地規則を満たす証拠があると宣誓する自己申告による自己証明の制度である（詳細は「(3) 原産地手続きの概要」を参照）。

- 原産地に関する申告 (statement of origin)：輸出者がインボイスまたはその他商業文書に記した申告文に基づく申告。
- 輸入者の知識 (importer's knowledge)：産品が原産品であることを輸入者が取得・保有する知識に基づく申告。原産性を裏付けるのに十分な証拠を取得しておく必要がある。

特恵待遇の要求は、通常は輸入時の税関申告に含めるが、輸入後でも輸入した日から3年以内（または輸入国の法令が定めるこれより長い期間内）に有効な原産地証明を提示して要求すれば、支払った関税が還付される。

なお小型荷物の場合には、原産地証明による特恵待遇を要求しなくても適用が受けられる。EUと英国へのそれぞれの輸入について、こうした免除が受けられる基準は次の通り。

- EUへの輸入：個人から個人に対する小包では、500ユーロ相当額以下では免除。旅行者の手荷物の一部を構成する産品では、1,200ユーロ相当額以下では免除。ただし商業目的の輸入には、こうした免除はない。
- 英国への輸入：商業目的の有無に関係なく1,000ポンド相当額未満の場合に免除¹³。

(2) 主な品目の原産地規則

品目別の原産地規則は、英EU通商・協力協定¹⁴の附属書ORIG-1に規則に関する注釈があり、附属書ORIG-2に関税分類の番号順に列挙した品目別原産地規則の一覧が示されている。このうち、附属書ORIG-2Aにはツナ缶と一部アルミニウム製品に関する柔軟な基準があり、附属書ORIG-2Bにはハイブリッド車や電気自動車、それら向けの蓄電池や電池セル・電池モジュールに対する緩和措置が明示されている。

品目別原産地規則では、「完全に得られる産品」、「関税分類変更基準¹⁵」、「最終製品の重量に占める非原産材料の重量の上限」、「付加価値基準：最終製品の工場渡し価格に占める非原産材料の価額の上限（MaxNOM）」などの要件が示されている。工業製品の場合は、繊維製品などを除き、関税分類変更基準または付加価値基準MaxNOMで示されている。

① 自動車の原産地規則と電気自動車の緩和措置

乗用車や大型乗用車両、貨物用自動車、トレーラー、特殊用途自動車（クレーン車など）を含む自動車の品目別原産地規則（PSR）は付加価値基準MaxNOM45%で、非原産の部品・材料の割合がこれを超えると、原産性が認められなくなり、関税がかかる。また自動車部品では、「関税分類変更基準：CTH（非原産材料について、生産により関税分類で¹⁶上4桁の変更が行われた場合）」または付加価値基準MaxNOM50%である。ただし、ハイブリッド車（HV）、プラグインハイブリッド車（PHV）、電気自動車（EV）については、以下のように2023年末までと2026年末までの2段階で原産地規則が緩和されている。

¹³ Guidance - Rules of origin for goods moving between the UK and EU -2.1.2 (29 December 2020)
<https://www.gov.uk/government/publications/rules-of-origin-for-goods-moving-between-the-uk-and-eu>

¹⁴ The Trade and Cooperation Agreement (TCA) between the European Union and the European Atomic Energy Community, of the one part, and the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland, of the other part (31 December 2020)
[https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:22020A1231\(01\)&from=EN](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:22020A1231(01)&from=EN)

¹⁵ 非原産材料と最終製品の間に特定の関税分類番号の変更があれば、原産品と認める基準。

¹⁶ 統一システムの関税分類番号で「類（chapter）」は最初の2ケタ、「項（heading）」は4ケタ、「号（subheading）」は6ケタを指す。

- 2021～2023年：MaxNOM60%。
- 2024～2026年：MaxNOM55%。
- 2027年以降：MaxNOM45%。且つ、PHVとEVは、原産蓄電池を使用。

② 電気機器などの原産地規則と電気自動車用電池の緩和措置

電気機器のうちHV・PHV・EV向けの蓄電池（バッテリーパック）と電池セル・電池モジュールは、2023年末までと2026年末までの2段階で原産地規則が緩和されている。

- 2021～2023年
蓄電池：関税分類変更基準CTSH（非原産材料について、生産により関税分類（HSコード）で上6桁の変更が行われた場合）、または非原産の電池セルか電池モジュールからの組立、または付加価値基準MaxNOM70%。
電池セル・電池モジュール：関税分類変更基準CTH（非原産材料について、生産により関税分類（HSコード）で上4桁の変更が行われた場合）または付加価値基準MaxNOMが70%。
- 2024～2026年
蓄電池：関税分類変更基準CTH（非原産の正極活物質を除く）または付加価値基準MaxNOMが40%。
電池セル・電池モジュール：関税分類変更基準CTH（非原産の正極活物質を除く）またはMaxNOMが50%。
- 2027年以降
蓄電池：関税分類変更基準CTH（非原産の正極活物質を除く）または付加価値基準MaxNOMが30%。
電池セル・電池モジュール：関税分類変更基準CTH（非原産の正極活物質を除く）または付加価値基準MaxNOM35%。
ただし、協定発効から4年以降（2025年以降）に英国またはEUの要請があれば見直しもできる。

上記が含まれる関税分類の類である「電気機器とその部品、録音機、音声再生機およびテレビの映像と音声の記録用または再生用の機器およびこれらの部分品と附属品」（85類）の品目別原産地規則（PSR）は、いずれも「一部を除いての非原産材料を除き関税分類変更基準CTH、または付加価値基準MaxNOM50%」である。

③ その他の主な工業製品の原産地規則

- 原子炉、ボイラー、機械類およびこれらの部分品（84類）：関税分類変更基準CTHか一部製品では関税分類変更基準CTSH、または付加価値基準MaxNOM50%。
- 鉄道用または軌道用の機関車と車両およびこれらの部分品、鉄道または軌道の線路用装備品とその部分品および機械式交通信号用機器（86類）：関税分類変更基準CTH（非

原産の鉄道用か軌道用の機関車または車両の部分品を除く)、または付加価値基準 MaxNOM50%。

- 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器、医療用機器およびこれらの部分品・附属品 (90 類) : 関税分類変更基準 CTH、または付加価値基準 MaxNOM50%。
- 医療用品 (第 30 類) : 関税分類変更基準 CTSH (工程に詳細な注記あり)、または付加価値基準 MaxNOM50%。

(3) 原産地手続きの概要¹⁷

特恵待遇の要求は、前述のように輸出者による「原産地に関する申告」と「輸入者の知識」のいずれかに基づく。それぞれの手続きの概要は以下の通りである。

① 原産地に関する申告

原産地に関する申告は、文書ではなく輸出者がインボイスまたはその他商業文書 (見積り送り状/pro-forma invoice、梱包明細書やデリバリーノートなどの船積書類等) に記載する原産地の申告文である¹⁸。この文書と申告文は電子媒体でもよい。申告は、製品の生産に使われた原材料の原産資格に関する情報など製品の原産性を示す情報に基づき、輸出者がその正確性に責任を持つ。

i. 輸出者に関する要件¹⁹

- 輸出者とは、英国または EU に所在し、通商・協力協定の義務を遂行できるのであれば生産者などでもよく、原産品を輸出または生産して原産地に関する申告を作成する者。
- 原産地に関する申告で輸出者は通常、輸出者参照番号 (ERN) により識別される。ERN は EU では登録輸出者 (REX) 番号、英国では事業者登録識別 (EORI) 番号となる。ERN がいない場合は、申告文の所定欄に輸出者の住所の詳細などを記す。

¹⁷ The Trade and Cooperation Agreement (TCA) between the European Union and the European Atomic Energy Community, of the one part, and the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland, of the other part (31 December 2020)
[https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:22020A1231\(01\)&from=EN](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:22020A1231(01)&from=EN)
Guidance - Rules of origin for goods moving between the UK and EU (29 December 2020)
<https://www.gov.uk/government/publications/rules-of-origin-for-goods-moving-between-the-uk-and-eu>

¹⁸ The Trade and Cooperation Agreement (TCA)の付属書 (Annex ORIG-4: Text of the statement of origin) [https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:22020A1231\(01\)&from=EN](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:22020A1231(01)&from=EN)、および Guidance - Rules of origin for goods moving between the UK and EU (29 December 2020)の付属書 B (Annex B - Statement on origin Text) <https://www.gov.uk/government/publications/rules-of-origin-for-goods-moving-between-the-uk-and-eu> にそれぞれ申告文の例が明示されている。

¹⁹ Guidance - Rules of origin for goods moving between the UK and EU-2.2.2 (29 December 2020)
<https://www.gov.uk/government/publications/rules-of-origin-for-goods-moving-between-the-uk-and-eu>

ii. 申告に関する規定

- 使用言語：英語または EU の公用言語。
- 有効期間：12 カ月、または輸入国の法令で定めたこれより長い 24 カ月までの期間。英国への輸入では 12 カ月²⁰。
- 適用される輸入：1 回限りの輸入に適用できるほか、最初の輸入日から 12 カ月までで申告文に記した期間内なら複数回の同一製品の輸入に適用できる。
- 記録の保管期間：特惠待遇を要求する輸入者は、輸出者が作成した原産地に関する申告を輸入日から最低 3 年間²¹は保管する。輸出者は原産地に関する申告を作成日から最低 4 年間は保管する。記録の保管は電子媒体でもよい。

iii. サプライヤー宣誓書²²

サプライヤー宣誓書とは、サプライヤーが顧客に対して、特定の特恵原産地規則に関連した製品の原産資格について情報を提供するものである。特惠待遇の要求で原産地に関する申告を用いる際に、非原産材料に対する生産工程を付加価値として算入する場合、出荷ごとにインボイスなどの書類に添付する。原産地規則を満たすかどうかの情報を提供するためであるが、不要な場合もある。

サプライヤー宣誓書には、1 回限りの貨物に作成されるもの、およびサプライヤーが特定顧客に製品を定期的に供給する場合に 1 回の宣誓で期間 2 年以内の複数貨物のために作成されるものがある²³。

なお、輸出者によるサプライヤー宣誓書の取得では、英国向け輸出に関して 2021 年 12 月 31 日まで猶予期間があり、輸出時点では必要ない。ただし 2022 年 1 月 1 日までにサプライヤー宣誓書を取得できない場合は、2022 年 1 月 31 日までに輸入者に通知する必要がある²⁴。

²⁰ 同上

²¹ 英 EU 通商・協力協定 (TCA) の規定では 3 年間だが、英国歳入関税庁 (HMRC) が 2020 年 12 月 29 日に公表した TCA の原産地規則に関するガイダンス (上記脚注 27 参照) では 4 年間としている。

²² Guidance - Rules of origin for goods moving between the UK and EU (29 December 2020) の「2.2.5 Supplier's declarations」。

Guidance - Using a suppliers' declaration to support a proof of origin, 23 December 2020
<https://www.gov.uk/guidance/using-a-suppliers-declaration-to-support-a-proof-of-origin>

²³ The Trade and Cooperation Agreement (TCA) の付属書 (Annex ORIG-3: Supplier's declaration) に書式がある (Appendix 1: 1 回限りのサプライヤー宣誓書用、Appendix 2: 長期のサプライヤー宣誓書用) [https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:22020A1231\(01\)&from=EN](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:22020A1231(01)&from=EN)

²⁴ The Trade and Cooperation Agreement (TCA): detailed guidance on the rules of origin, Version 1.0, 29 December 2020

Commission implementing regulation (EU) 2020/2254 of 29 December 2020 on the making out of statements on origin on the basis of supplier's declarations for preferential exports to the United Kingdom during a transitory period <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32020R2254&qid=1609703746934&from=EN>

② 輸入者の知識

輸入者がその知識をもとに特惠待遇を要求するため、輸出者または生産者は製品の原産性を公式には示す必要がない。ただ、その知識は原産地規則の要件を満たすことを示す情報に基づく必要があるため、輸出者または生産者は輸入者から生産に関する情報の提供を求められる場合がある。輸出者または生産者が商業機密などの理由により情報を輸入者に提供できない場合には、輸出者による原産地に関する申告により、特惠待遇を要求する。

輸入者は、製品が原産資格を得る要件を満たすことを示す全ての記録を最低3年間²⁵は保管する。記録の保管は電子媒体でもよい。

③ 特惠関税待遇の要求に対する確認と否認

輸入国の税関当局は、輸入製品が原産品かどうかを確認することがある。この場合には輸入者に対して、輸入申告の提出時か製品の引き渡し前、または製品の引き渡し後に情報の提供を要求することがある。

- 原産地に関する申告に基づく要求の場合

輸入国の税関当局は原産地に関する申告を要求し、輸入者はこれを裏付ける追加情報があれば提供する。税関当局がさらに検認が必要と判断すれば、輸出国の税関当局に協力を求めることができる。その場合に輸出国の税関当局は、輸出者の記録などの検査を行う必要がある。なお特惠待遇が否認されるのは、輸入者が3カ月以内に回答をしない場合か不十分な場合、原産地に関する申告が提出されない場合、輸出国の税関当局から10カ月以内に回答がないか回答内容が不十分な場合である。

- 輸入者の知識に基づく要求の場合

税関当局は輸入者に対し、原産地の基準の履行を裏付ける情報だけを要求する。輸入者は3カ月以内に対応し、妥当と考える情報があれば加えて提出する。税関当局は追加情報が必要と判断すれば、輸入者に情報提供を要求できるが、輸出国の税関当局に協力を求めることはできない。なお特惠待遇が否認されるのは、輸入者が3カ月以内に回答をしないか回答内容が不十分な場合、税関当局の追加情報の要求に対して輸入者が3カ月以内に回答をしないか回答内容が不十分な場合である。

4. 英国が合意・署名した FTA の原産地規則

(1) 日英包括的経済連携協定 (EPA) の原産地規則

英国が日本と2020年10月に正式に署名した日英包括的経済連携協定 (EPA) ²⁶は、鉱工業製品のほぼ全て²⁷について日英にEU原産分を加える拡張累積を認めている。これに対し

²⁵ 英EU通商・協力協定 (TCA) の規定では3年間だが、英国歳入関税庁 (HMRC) が2020年12月末に公表したTCAの原産地規則に関するガイダンスでは4年間としている。

²⁶ 日英包括的経済連携協定一和文：<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100111404.pdf>
英文：<https://www.mofa.go.jp/files/100111408.pdf>

²⁷ 対象となる品目の関税分類の類と項は協定内の附属書3-Cで明示。

て、日 EU 経済連携協定 (EPA) ²⁸では、協定の当事者である日本と EU の二国間累積に限定している。EU 原産の材料、および EU で作業・加工が行われた付加価値は英国向け輸出で日本産とみなされ、逆に EU 原産の材料や作業・加工に依存している英国の事業者も対日輸出で日英 EPA の特惠関税の要求にこれを含めることができる。これにより、日英・EU にまたがるサプライチェーンを持つ製品に特惠関税が適用される。

ただし、日本が EU との貿易協定で英国原産の材料や作業・加工を日本または EU の原産品とみなすこと、および英国が EU との貿易協定で日本原産の材料や作業・加工を英国または EU の原産品とみなすことについては、日本と英国がそれぞれ「EU との間で合意することを追求できる」として、EU との交渉結果によることとなった。しかし、英 EU 通商・協力協定では累積を英国と EU の間だけに限ったため、英 EU 間の貿易では日本原産の材料や作業・加工については英国・EU 双方とも累積には算入できない。

なお日英 EPA の品目別原産地規則では、一部の工作機械、繊維、自動車部品などで日 EU・EPA よりも条件が緩和された。これは原産性を認める工程についての規定緩和などによる²⁹。

原産地証明の手続きでは、日 EU・EPA と同様に自己申告による自己証明制度を採用している。また「輸入者の知識」に基づく確認も規定したことで、輸入者が特惠待遇を要求できる原産地証明の選択肢もそのまま規定されている。

(2) 継続協定での原産地規則

英国は、EU と EU 域外国との間で発効している自由貿易協定 (FTA) を移行期間終了後も継承する「継続協定」の交渉を 2018 年から開始した。協定の内容が確認できる署名済国・地域との協定では、日英 EPA と同様に EU 原産品を締約国双方の原産に含めることを定めている。また、EU 域外の第三国についても対象国を明示したうえで、締約国双方が自由貿易協定を結べば累積を認める規定を設けている場合も多い。こうした例として、英国との貿易額が多いスイス、韓国、南部アフリカ関税同盟 (SACU) 及びモザンビーク (SACUM) を以下に挙げる³⁰。

スイス³¹

日英包括的経済連携協定の附属書 3~14-和文：<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100111406.pdf>
英文：<https://www.mofa.go.jp/files/100111412.pdf>

²⁸ 日 EU 経済連携協定-和文：<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000382088.pdf>
英文：http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2018/august/tradoc_157228.pdf

²⁹ 日英 EPA の大筋合意結果について (経済産業省)
https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/epa/en/setsumeikai.pdf
Rules of Origin in the UK-Japan CEPA (Department for International Trade, 4 November 2020)
https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/933987/uk-japan-cepa-rules-of-origin-explainer.pdf

³⁰ Guidance - UK trade agreements with non-EU countries
<https://www.gov.uk/guidance/uk-trade-agreements-with-non-eu-countries>

³¹ Trade with Switzerland form 1 January 2021(8 August 2019, last updated 22 December 2020)
<https://www.gov.uk/guidance/summary-of-the-uk-switzerland-trade-agreement#rules-of-origin>

- スイスと EU（またはアイスランド、ノルウェー、トルコ）の原産材料とスイスと EU（またはアイスランド、ノルウェー）での作業・加工を英国原産とみなす。ただし英国国内での作業・加工は、条項で定めた最小限の工程を超える必要がある。
- 英国と EU（またはアイスランド、ノルウェー、トルコ）の原産材料をスイス原産とみなす。ただしスイス国内での作業・加工は、条項で定めた最小限の工程を超える必要がある。
- リヒテンシュタインの原産品はスイスの原産とみなす。スイスに係する原産地規則はすべてリヒテンシュタインにも適用される。
- 原産地規則の議定書に列挙した第三国（19 カ国）と英国とスイスの双方が貿易協定を結べば、その第三国の材料および一部の場合は加工も相互に原産とみなす。
- 協定内の原産地規則については、協定発効後 30 カ月以内に見直しを行う。

韓国³²

- 韓国原産の材料と韓国での作業・加工を英国原産とみなし、英国原産の材料と英国での作業・加工を韓国原産とみなす。ただし、英国と韓国のそれぞれ国内での作業・加工は、条項で定めた最小限の工程を超える必要がある。
- EU 原産の材料と EU での作業・加工を英国、韓国の原産とみなす。ただし英国と韓国のそれぞれ国内で行う作業・加工は、条項で定めた最小限の工程を超える必要があり、その他の関連する条件も満たす必要がある。
- 協定内の原産地規則については、協定発効後 24 カ月以内に見直しを行う。

南部アフリカ関税同盟 (SACU) 及びモザンビーク (SACUM)³³

- SACUM 諸国内の国の原産の材料とそこでの作業・加工を英国原産とみなし、英国原産の材料と英国での作業・加工を SACUM の国の原産とみなす。ただし、英国と SACUM の

Trade Agreement between the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland and the Swiss Confederation (11 February 2019)

https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/780200/CS_Swiss_4.2019_FTA.pdf (Protocol 3- Title 2)

英国は、スイスと関税同盟条約を結び同国の関税地域の一部を成すリヒテンシュタインを含めた三国間協定も締結している。

³² Trade with South Korea from 1 January 2021 (9 September 2019, last updated 6 November 2020)

<https://www.gov.uk/guidance/summary-of-uk-south-korea-trade-agreement#rules-of-origin>

Free Trade Agreement between the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland and the Republic of Korea (with Exchange of Notes), (22 August 2019) - Volume 2, part 3

https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/830523/UK_Korea_Free_Trade_Agreement_v2_pt3.pdf (Protocol - Section A)

³³ Trade with Southern African Customs Union Member States and Mozambique (SACUM) from 1

January 2021 (5 November 2019, last updated 4 November 2020)

<https://www.gov.uk/guidance/summary-of-the-sacum-uk-economic-partnership-agreement-epa#rules-of-origin>

Economic Partnership Agreement between the Southern African Customs Union Member States and Mozambique, of the one part, and the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland, of the other part (9 October 2019) - Volume 4, part 3

https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/844820/MS_34.2019_v4_pt3_UK_SACU_Mozambique_EPA.pdf (Title 2)

それぞれ国内での作業・加工は、条項で定めた最小限の工程を超える必要がある。

- EU 原産の材料と EU での加工を英国、SACUM 諸国内の国の原産とみなす。ただし英国と SACUM の各国内で行う作業・加工は、条項で定めた最小限の工程を超える必要がある。
- SACUM 諸国内の国、またはその他 ACP (アフリカ・カリブ海・太平洋地域) の経済連携協定締結国、英国海外領土の原産の材料とそれらでの作業・加工を英国原産とみなし、英国、または SACUM 諸国内の国、その他 ACP の経済連携協定締結国、英国海外領土の原産の材料とそれらでの作業・加工を SACUM 諸国内の国の原産とみなす。ただし、それぞれ国内での作業・加工は、条項で定めた最小限の工程を超える必要があるほか、英国と SACUM がそれぞれと貿易協定を締結することなどが条件となる。

5. その他参考情報

<英国政府>

- Guidance - Rules of origin for goods moving between the UK and EU, 29 December 2020
<https://www.gov.uk/government/publications/rules-of-origin-for-goods-moving-between-the-uk-and-eu>
- Guidance - Claiming preferential rates of duty between the UK and EU, 28 December 2020
<https://www.gov.uk/guidance/claiming-preferential-rates-of-duty-between-the-uk-and-eu>
- Guidance - Using an origin declaration for the UK Generalised Scheme of Preference, 31 December 2020
<https://www.gov.uk/guidance/using-an-origin-declaration-for-the-uk-generalised-scheme-of-preference>

<欧州委員会>

- The Trade and Cooperation Agreement (TCA) between the European Union and the European Atomic Energy Community, of the one part, and the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland, of the other part, 31 December 2020
[https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:22020A1231\(01\)&from=EN](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:22020A1231(01)&from=EN)
- Questions & Answers: EU-UK Trade and Cooperation Agreement, 24 December 2020
https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/QANDA_20_2532

「移行期間終了後の英国ビジネス関連制度 英 EU 通商・協力協定などの原産地規則」

作成者 日本貿易振興機構（ジェトロ）海外調査部 欧州ロシア CIS 課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32
Tel. 03-3582-5569

禁無断転載